

神泉苑と「龍王」

——室町時代「霊場」の位相——

松本 郁代 (日本学術振興会特別研究員)

E-MAIL imv24005@fcrisumei.ac.jp

はじめに

神泉苑には龍王が棲むという伝承があつた^①。これは、空海が祈雨法を行った際に、インドの「無熱池」から龍王が姿を現したという伝説に基づき、以後、祈雨の神として神泉苑に棲むことになった神である^②。いわゆる、天長元年(八二四)、空海神泉苑祈雨祈禱説の中の架空の龍である。しかし、本稿で注目したいのは、伝承としての龍王よりも、「龍王」の動向に仮託された神泉苑の状況である^③。

『太平記』卷十二「神泉苑事」には、次のような「龍王」の姿が記されている。

今ハ水浅ク池アセタリ、恐ハ龍王移他界^④玉ヘル歟、然共請雨経ノ法被行ゴトニ掲焉ノ靈験猶不絶、未国捨玉似タリ、風雨叶時感応奇特ノ靈池也、代々ノ御門崇之家々ノ賢臣敬之、若早魃起ル時ハ先池ヲ浄ム、(以下、傍線は引用者)

神泉苑の水が今は涸れており、恐らく「龍王」は他界に行つてしまつたが、請雨経法を行う度に「靈験」が絶えず得られるため、ま

だ国を捨ててはいない、と記されている。また、神泉苑を「風雨叶時感応奇特ノ靈池也」と評価し、代々公家に崇め敬されているという。そして、早魃が起きた際は、まず池を浄化することが書かれている。続いて『太平記』には、次のような状態の神泉苑が叙述されている。

建保ノ比ヨリ此所廢レ、荆棘路ヲ閉ルノミナラズ、猪鹿ノ害蛇放タレ、流鏑ノ音驚護法聽、飛蹄ノ響騷冥衆心、有心人不恐歎云事ナシ、承久ノ乱ノ後、故武州禅門潜ニ悲此事、高築垣堅門被止雜穢、其後涼燠數改テ門牆漸不全、不浄汚穢之男女出入無制止、牛馬水草ヲ求ル往来無憚、定知龍神不快歟、早加修理可崇重給、崇此所国土可治也、

建保年間(一一二一—一一三〇—一一二九)の頃から神泉苑が廃れ、承久の乱後(一一二二—)北条泰時が築垣を高くして閉門し「雜穢」を止めたが、その後、門も築垣も全く無くなり、神泉苑は「不浄汚穢之男女出入」「牛馬水草ヲ求ル往来」の状態となつた。きつと「龍神不快」であろう、早く修理を加えて崇め重んじて欲しい、崇めればこの国

土も治まるであろう、と記されている。

右に引用した『太平記』は、神泉苑の荒廃について記した部分であるが、神泉苑の清浄回復のために、築垣と門の回復が主張された点は着目すべきである。神泉苑の門は壁が無くては機能せず、両者は「不浄」を結界する意味があった。⁽⁴⁾しかし、門には外部からの「不浄」結界だけではなく、修法と関わる「不浄」結界の機能があつた。そして、もう一点は、神泉苑の状態に反応する「龍王」の姿である。『太平記』は、神泉苑の理想を「奇特ノ靈池」として捉え、そこに棲む「龍王」が神泉苑の水量や人々の暮らしを左右する存在として描いている。しかし、神泉苑の水が涸れると「龍王移他界」、「龍神不快」と表現した側は『太平記』の記述であり、「龍王」の動向がこの中で作為されているといえる。すなわち、この作為を受け継ぐ文脈が、荒廃した中世の神泉苑の状態を代弁する「龍王」の姿として生産されているのである。

延長年間（九三三〜三二）以降、神泉苑が東密専門の祈雨道場となり、「龍王」は神泉苑における「請雨経法」の中に登場するようになる。⁽⁵⁾聖教テキストの中の「龍王」は、単に神泉苑の「不浄」に反応する存在のみならず、修法の過程における供養の対象でもあつた。

本稿では、かかる性質の「龍王」の動向に着目したい。従つて、第一章では、室町時代における神泉苑の実態を示す文書と指図から「龍王」が全く存在しない神泉苑に注目し、その実態を把握する。これを承け、第二章では、神泉苑回復の際に重要視された点が壁と門であつた点に着目し、これらの門が「請雨経法」と関わる意味があつた点を説明、鎌倉時代の指図に描かれた門の実態を把握する。そして、第三章では「請雨経法」を中心にして神泉苑の理念が作られていた点を踏まえ、神泉苑に想定された「龍王」の住所を、聖教テキストや指図をもとにして探し、仮託の世界に生きていた「龍王」

の実態を明らかにしていきたい。そして、「龍王」を叙述するテキストと「龍王」に仮託するテキストとの違いを浮き彫りにし、それらの位相と歴史的差異を開拓する一試論としたい。⁽⁶⁾

第一章 十五世紀の「龍王」

次に挙げるのは、長祿三年（一四五九）に東寺が発給した文書案に登場した神泉苑の「龍王」に関する諸縁起の説明である。⁽⁷⁾

件苑初号乾臨閣、後称神泉苑、神仙記云、於神泉苑行請雨経法修円呪諸竜入瓶中、仍不得験大師覚其心、請阿耨達池善如竜王金色小竜乗余丈蛇、有両蛇竜、於是大雨、自此以神泉苑、為此竜王住所、兼以行秘法之地也。又大師記文云、若此池竜王移他界浅池減水薄世乏人方至此時須加祈願而已、云云、此池嚴重世以知事既上従一人下至四元者、然耕田畠混不浄者、竜王移他事指掌歟、尤以可有禁謁者也、

右では、「神仙記」⁽⁸⁾ 大江匡房記「本朝神仙伝」や「大師記文」⁽⁹⁾ 空海仮託「御遺告」に登場する「龍王」の説明が書かれている。まず、「神仙記」には、空海が「阿耨達池」から「善如竜王」を請来した伝承が記されている。この善如竜王の伝承は、神泉苑に棲む「龍王」として、請雨経法の中で行われる「龍供」作法にも影響していた。この「龍供」については第三章で説明する。

そして傍線部には、空海が「阿耨達池」から請来した「善如竜王」が神泉苑を「住所」とした伝承に対し、長祿三年時点の現実的な神泉苑の実際の姿が説明されている。すなわち、神泉苑で「田畠」を耕し、「不浄」が混在しているため「竜王移他」の状態にあり、これ

らを禁じる旨が記されている。

このように、神泉苑の「龍王」は、不浄のため神泉苑を去った後も、神泉苑の清浄性を示すパロメーターとして存在しており、その回復を願う文書に再度登場し、機能していたといえる。

また、先の文書と関連した次に示す長禄三年六月付「東寺重申状案」は、東寺が唐橋家と神泉苑の所領をめぐる争った際に発給された文書案である。¹⁰⁾ (説明の必要上内容を①から④に分けた)。まず、この文書から長禄三年時点での神泉苑の実態を読み取っていききたい。

(端裏書)「自三宝院殿被出事書案(以之奏聞早、長禄三六)」

① 右神泉苑者、大内(大内裏)霊場、神祇官、官庁、真言院、神泉苑、此四箇所、別而被圍於築垣被立置門者也、仍大内御敷地荒野、應永年中以来、雖被成田島地於此所候者、依為霊所、不及御沙汰者也、爰去月比号拜領仁、神泉苑築垣之内宛分於丈数被付作人云云、以外次第也、

② 四箇所霊場之内、於真言院并神泉苑者、就後七日、請雨経兩箇御修法、^(東寺)当寺所属也、仍天下炎旱時、為祈雨池中掃除等事、每度為当寺致奉行者也、

③ 此苑於東築垣者雖有之、南西北三方未及御沙汰之間、甲乙人縦横之通路用之、或乞食非人等混巷所任雅意構私之潤色、或自近所汚穢不淨物捨置、此地条不可然次第也、

④ 又於東築垣者雖有之無御修理間、大略及破壊此等子細可経 奏聞由致其企処、依寺家不背徒而送年序条歎存処、結句築垣之内及給人之御沙汰条、以外次第也、所詮、不日被申成御毀破之 綸旨被止非許申沙汰者、宗門喜悅何事如之哉、且奉為 朝家也、以此趣可有申御沙汰由調衆議令啓所也、仍言上如件、

() は引用者の補注、傍線部は引用者による

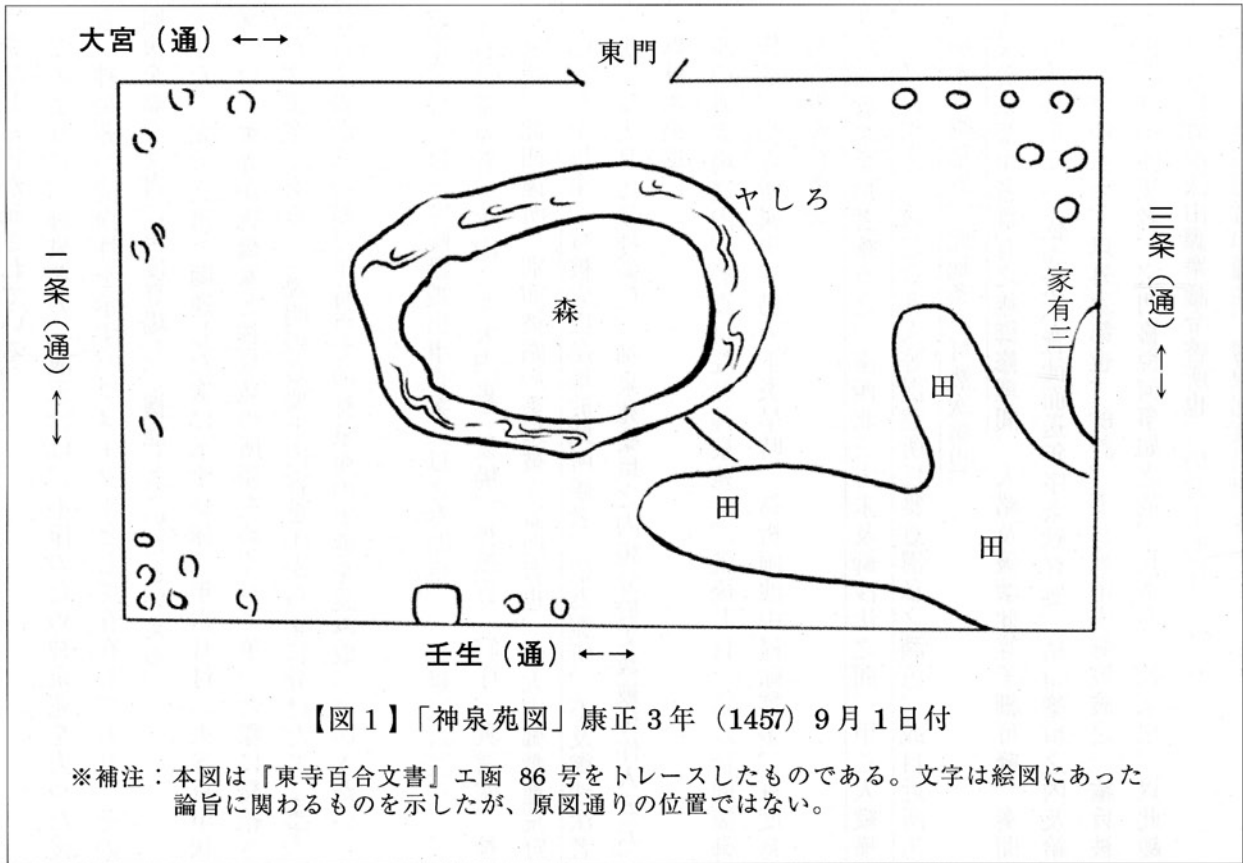
この史料は、中世京都の大内裏における神祇官、太政官庁、真言院、神泉苑が「霊場」と表記された史料として捉えることができる。¹¹⁾

①には、神祇官、官庁、真言院、神泉苑は、大内裏の霊場であり、これらの廻りは大垣(築地)で囲まれていた。しかし、次第に建物が荒廃し、「大内」と呼ばれた大内裏の跡地は荒野となり、應永年中(一三九四〜一四二八)以降田畑になったが、これらの地は、「霊所」であるがために、田畑として沙汰することはなかったが、最近、神泉苑の築垣の内に丈数を宛て作人をやり耕作させてる者がいるという。それが東寺の争論の相手である唐橋家のことである。

②には、「四箇所霊場」のうち、真言院と神泉苑では、「後七日」と「請雨経」の「兩箇御修法」が行われており、これらの修法は東寺が管理しているため、早魃の際は「雨池中」すなわち神泉苑の掃除を行ったと記されている。【図1】は、康正三年(一四五七)の神泉苑の指図である。この指図は、長禄三年とほぼ同時代のものであるが、神泉苑から用水を引き田を耕している様子が描かれている。また、神泉苑の苑の中心も本来は中嶋であった場が、拡大し大きな森と化して、苑内には家まで建てられていた。

③は、この指図に描かれたような神泉苑の実態が説明されている。すなわち、神泉苑の東の築垣はあるが、南西北の三方は修理されていないため、神泉苑が「甲乙人縦横之通路」となり、苑の巷所では「乞食非人等」が勝手気ままに恩恵を受けている人々の様子が記されている。そして、近所からは、「汚不淨物」が捨て置かれ、神泉苑として本来あり得ない状況を呈している旨が記されている。いわば、生活の場としての苑の姿であり、そこに「龍王」の存在はない。

④には、「東築垣」はあっても修理がないため、ほとんど破壊されている旨を奏聞しても「寺家不背徒」のために年月が経過してしまつた。挙げ句の果て、築垣の内側に人が入り込んでいた。これも



【図1】「神泉苑図」康正3年（1457）9月1日付

※補注：本図は『東寺百合文書』エ函 86号をトレースしたものである。文字は絵図にあった論旨に関わるものを示したが、原図通りの位置ではない。

つての他である、と記され、至急築垣の回復についての衆議があるよう求めている。

右の史料から、十五世紀半ばの京都における「霊場」として、神祇官・太政官庁・真言院・神泉苑の「四箇所霊場」が挙げられている点、真言院と神泉苑は、東寺を中心とする密教（＝東密）の僧が行う密教の道場と主張されている点、そして、長禄三年の神泉苑を生活の一部として活用し始めた人々の姿を読み取ることができる。

以上に挙げた長禄三年の文書案には、神泉苑の「不浄」さゆえに「龍王」が苑から去り、実際問題「請雨経法」の実修が不可能な状態となった神泉苑の実態が、生々しく描かれているといえる。

神泉苑の縁起や神泉苑の実態に関する文書を東寺が発給した、長禄三年の東寺と唐橋家との所領に関わる争論の発端は、その時点では神泉苑の土地権利に関わるものであったといえる。しかし、その根本には、祈雨の道場として神聖を保つべき神泉苑の構造が、日常生活の場に改変されることに対する危機感が存在していたと考えられる。その危機とは、「拝領仁」の登場や、「甲乙人」「乞食非人等」の進入によって神泉苑と真言院の場が消滅すること、これらの場で修法が不可能になり東寺の宗教的な権力基盤が弱体化することに対する危機である。東寺が、これらの地をわざわざ「霊場」と称したのは、既に「霊場」と表現しなければ解らないほどの無残な実態が目の前にあったためである。その上で、東寺は所領の回復は勿論のこと、神泉苑での「請雨経法」の復活を求めなくてはならなかった。いわば二重の課題が目前にあったのである。このうち、所領の回復については、二転三転しながらも、長禄三年六月二十七日付「後花園天皇諭旨」によって「可専御祈祷之旨」東寺に「神泉苑境内」が安堵された^①。しかし、後花園天皇によって「御祈祷」、すなわち「請雨経法」の権利は安堵されたが、その時点での神泉苑は即座に「請

「雨経法」が行える状態ではなかった。それは、神泉苑での「請雨経法」には「龍王」が必要であり、「龍王」は清浄な神泉苑にしか棲まぬ、という命題があったからである。この命題に応える最大の前提が、築垣の修復であった。

第二章 神泉苑の四壁と門

第一節 神泉苑門の原則

平安時代末期以降神泉苑の四壁が崩れはじめ、外部に苑が開放されたことにより「不浄」となる状況が引き起こされた。この「汚不浄」とは、単に荒野の状態を指したのではない。世俗が侵入することによって発展する様々な現実であった。神泉苑は常に俗から「聖地」でなくてはならなかった。従って、これらの「不浄」を遮断するために、東寺は何度も四壁の修造を要求した。神泉苑における四壁とは、機能的には外部世界との結界を意味し、「不浄」を結界する理念を体現するものであった。しかし、この四壁は「請雨経法」を行う上でも必要な要素であった。それぞれの壁には門があり、この四門にはそれぞれに法則があった。

九世紀以降、神泉苑が清浄の領域とされ、東西南北の壁に囲まれた。これは、不浄の出入りを禁じるためであった。しかし、この壁は長く存続しなかった。『玉葉』建久二年（一一九一）五月十四日条には、「神泉苑近年荒廃、縦雖被洒掃汚穢死骸等、無四壁者、不可叶閉四門禁不浄、就中、於東門者、堅閉之、而外垣皆無実、門戸無形、狼藉不浄、争得禁止、其所已不法、其勤又有闕歟」と、神泉苑荒廃の状態が生々しく描写されている。

傍線部には、神泉苑の内部が「汚穢死骸」や「狼藉不浄」の状況

であり、「四壁」が無いため「四門」を閉じることが不可能であったとされている。ただ「東門」だけは堅く閉められていたが、実際には外垣がないため、門戸はあっても無いに等しい状態であったという。

この一文が意味する神泉苑の荒廃とそれに伴う「四壁」がない状態とは、神泉苑に「汚穢死骸」や「狼藉不浄」が蔓延していた点が問題になるが、ここでは、門を閉めることの意味が成り立たなかった点に着目したい。具体的には、聖教テキストから四壁の姿をたどることにより、聖俗の境界であった四壁とその通路となった四門との関係を見ていきたい。

院政期に成立し、小野流の僧が著した『覚禅鈔』の「請雨法」(中)には、「出入門事」として、神泉苑の門について次のように説明されている。¹³⁾

北大門出入也、余門不可開之、門内立札云、穢氣之人、赤色之物、不可來入之、大雲請雨経云開部、有惡心者不得入此境界云々、

二四字云、東并北道辺立簡其文云、親疎上下不可來結界内、依懈怠障礙所制止也云々、

今云、大道可立札歟、

陀羅尼集経云、若欲出入來去之時、皆從西門出入來去、其餘三門不得輒入云々、

壇所西門出入、其外大櫓北門可出入歟、

この史料から、神泉苑は北の「大門」を出入りの門として、その他の門は開かない、としている。そして、北門内の立札には「穢氣之人、赤色之物」を入れてはならないと記されている。これは、『大雲請雨経』に「惡心者」の侵入を禁じていることに基づくと考えられる。

また『二四字』には、東と北の道のあたりに「簡」が立てられており、そこには「親疎上下不可来结界内」と書かれている、とされる。これは、修法関係者が结界内に進入することを禁じているものであり、それは「懈怠障礙所制止」するためであり、今は、「大道」に立てられている札であるか、と記されている。また、『陀羅尼集経』には、神泉苑の出入や来去の際は、皆「西門」を使うことが書かれているという。その他の三門はみだりに使うべきではないとし、「壇所」も「西門出入」とする説が書かれている。

『覚禅鈔』所収「請雨法」(下)の「門事」には、「私云、依此文者可開西門、何云北門哉、此近来事歟、本神泉西面八足也、而延命院僧都法験之時、依雷火此門焼失畢、礙等今在之、仍其後西門出入之義不可有故、付陰開北門歟」と、東門は閉じる、西門は開くという原則に反し、実際には北門が出入りの門とされていた理由が「私云」として記されている。これによると、延命院僧都元泉(九一四〜九九五)が修法を行った際、「雷火」で西門が焼失して以降、西門から出入り出来なくなつたため、北門に「陰」を付し、開くようになったと説明が加えられている。また、西門は元々八足の門であつたことも説明されている。

随心院所蔵の「請雨経」には、神泉苑の西門が元々開かれていた理由として、「従西門出入来去者、其余三門不得輒入者如何、答依龍方也者、又龍供之処非一説也、(但道場建立前之池辺云)」と、西門が「龍方」であるためと説明されている。

『白宝抄』(請雨経法雑集上)所収の「門戸開閉事」には「師口伝、従西門出入等者、西方、依龍方ナルニ爾云也、開陰閉陽門者、東西雨ヲ請雨故陰ヲ開也」とあり、東西で陽陰の意があり、請雨は「陽」のいらぬ「陰」の門を開く旨が記されていた。これは、壇所が西に向かつている点と関わりと考えられる。

以上に示したように、神泉苑を廻る四壁や外垣、東西南北の四門は、まず、「請雨経法」実修のための結果としての役割があつた。具体的には「穢氣之人、赤色之物」を入れず、修法中の「懈怠障礙」を制止するためであり、これらの根拠は經典に求められるものであつた。従つて、この結果は外部との境界を意識した結果生じたものであるというより、修法を前提とした結果であつたといえる。

この意味から、修法における四壁、四門の役割とは、神泉苑へ世俗性が侵入する以前に成立していた「不浄」結果であり、長祿三年時点での神泉苑における日常的な「不浄」とは性質が異なる結果であつたといえる。いはば、神泉苑は、聖と俗における二つの「不浄」が進入する構造の「霊場」であつた。

第二節 絵図にみる神泉苑門

前節で論じた神泉苑における「不浄」結果の構造を、本節では視覚的に捉えていきたい。すなわち、神泉苑門の指図とそこに記入された説明との両側面から捉え、それぞれの門の姿と、現場における実際の役割を把握したい。

神泉苑図で最古のものは、永久五年(一一一七)六月十四日に行われた請雨経法の指図であるが、本節で素材とする神泉苑図は、藤井永観文庫所蔵「神泉苑請雨経法道場図」(以下藤井本と称す)と、奈良国立博物館所蔵「神泉苑図」(以下奈良博本と称す)である。特に藤井本については、『アート・リサーチ』五号、二〇〇五、一三四ページ〜一一九ページで紹介したが、以下、簡単に説明しておく。

藤井本の特徴は、池のある南を上、道場・宿所・供所の指図を中心として一面(四紙貼継)に全て描かれている点である。構図は、神泉苑の北側にある壇所を中心にして描かれており、池の南半分は省略

【図2】神泉苑西門



2.1奈良博本

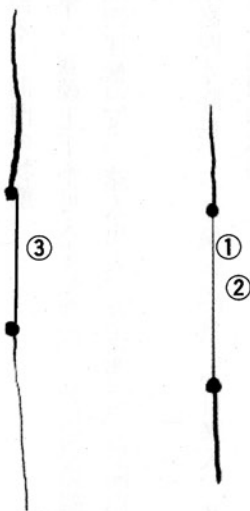
※補注：本図藤井永観文庫所蔵「神泉苑請雨経法道場図」、奈良国立博物館所蔵「神泉苑図」の北門部分のトレースである。図中の番号は筆者によるもので、本文中に示した文字翻刻の番号と対応している。

されている。また、請雨経法を修した時期や、導師・供僧の交名なども書かれており、年代や実修の主体となった法流を把握することもできる。図の見出し書きには、「文永十年七月十日、於神泉苑被行請雨経法、図仮屋等、大阿闍梨権僧正、非長者非長者道宝、勤修寺長吏勤修寺長吏」とあり、本図が文永十年（一二七三）七月十日、神泉苑で行われた請雨経法の際の仮屋指図であることが判る。また、請雨経法を行う現場で気づいた点等が書き込まれた絵図であることも判る。

もう一つの指図である奈良博本は、寛元二年（一二四四）に神泉苑で行われた請雨経法の道場図である。構図は、南を上にして神泉苑の全体と、北側にあたる壇所や仮屋が詳細に描かれている。また、奈良博本の図は、北方の空白部分（上方の中央左）に拡大版の五龍祭の壇が忠実に描かれており、壇を再現するのに適った描画方法である。また、神泉苑の水流が渦状に描かれ、勢いが表現されている等細部に至るまでの描写方法から、本図は、「神泉苑図」として後世に残すために描かれたものであることが判る。

以下、指図に描かれていない南門を除き、西東北の各門の部分を取り上げ、説明していく。

【図3】神泉苑東門



3.2藤井本

3.1奈良博本

※補注：【図2】に同じ。

(1) 西門 (【図2】)
 (奈良博本) 閉門の状態
 ① 棟門棟門
 ② 師云、旧口伝旧口伝開此門出入、北門北門近例也、委委可伝口決也、不載之、此神泉苑旧記此神泉苑旧記、四面四面門門、委委可見古図可見古図在、但道但道如此、西面之門西面之門雷火烧失之後不造之築塞雷火烧失之後不造之築塞而今度修当之時又造立了、
 (藤井本) 西門の記載なし

奈良博本の説明には、「神泉苑旧記」という記録を根拠に、もともと神泉苑古図の神泉苑には四面の門が描かれていたが、西面の門は雷火で焼失した後に再建されず、ために、築き塞いだ旨が記されている。しかし、今度修法が行われるにあたって、造立されたという。この記述は、前節で引用した『覚禅鈔』の記事とも一致しているが、藤井本に西門の記載がないため、藤井本が描かれた時期に西門が存在していたかどうかは不明である。また、②の冒頭の一文から、「旧

口伝」には、西門が出入りの門とされていたが、「近来」北門が開放された点が判明する。

(2) 東門 (【図3】)

〈奈良博本〉 閉門の状態

① 檜

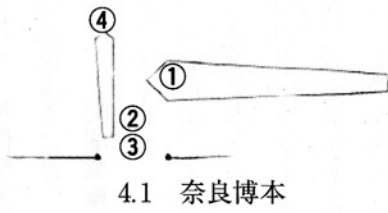
② 檜皮葺、閉之、

〈藤井本〉 閉門の状態カ

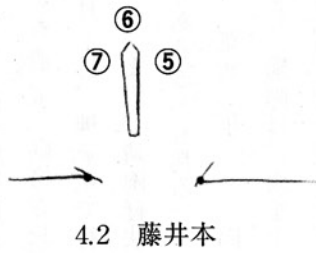
③ 東門不開、

奈良博本には、東門が檜と檜皮葺で作られている点が記され、奈良博本・藤井本共に、閉じられている旨と、閉門を示す一本線が描かれている。

【図4】 神泉苑北門



4.1 奈良博本



4.2 藤井本

※補注：【図2】に同じ

(3) 北門 (【図4】)

〈奈良博本〉 開門の状態

① 「朱筆」 親疎上下不可入来結界内、依懈怠障礙所制止也、

② 開此門伴僧已下、諸人出入、昼夜開之、自開白日不開之、開陰故也、

③ 唐門

④ 札之高四寸許也、不淨穢氣之者、不可来入、又赤色物不可持入、

〈藤井本〉 開門の状態

⑤ 机 (札カ)、自門三丈許奥立之、

⑥ 不淨人不可来入、又赤色物不可来入之、

⑦ 板ノ面図ノ方六寸下ホソ作之、檜木也、

卒塔婆カシラ也、長五尺三寸^{土上}キサナス、
定

北門に関する説明は奈良博本、藤井本ともに多く記されている。

両者に共通するものとして、「札」が立てかけられている点が挙げられる。奈良博本には札の高さが、そして藤井本にも、札の材質や形、立てる位置、土からの長さが説明されている。

また、この札には、「不淨穢氣之者、不可来入、又赤色物不可持入」(奈良博本)、「不淨人不可来入、又赤色物不可来入之」(藤井本)と記されている。この札の記述によって神泉苑の境内から「不淨」や「穢氣」を排除されたのは、神泉苑が龍王の「住所」であることや、「請雨經法」を修す上で結果が必要であったためである。しかし、この「赤色物」を「持入」或いは「来入」を禁じていた点も見逃せない。この「赤色物」については、宗教的な色の問題や更に「不淨」や「穢氣」と関係して理解すべきであり、別稿を期したい¹⁶⁾。また、①には、「親疎上下不可入来結界内、依懈怠障礙所制止也」の大きな札があるが、図中に貼られた押紙には朱筆で「寛元二年(一二四四)六月廿七日札書様」と記されている。

奈良博本②③によると、北門は、修法関係者が出入りする門であり、唐門であった旨が記されている。そして、通常、この門は昼夜開放されていたが、修法の開白日からは開かれなかったという。その理由として、「陰」を開くため、とあり、「陰」の門を開く旨が記されている。修法にとつて「陰」門の開放は「請雨」の力に関係していた点が判る。いずれにしる、両図から鎌倉時代の神泉苑は、通常、北門が出入りの門となっていたことが判明する。すなわち、北門周辺が「請雨経法」の場にあたり、神泉苑の聖域であったといえる。

以上、絵図に描かれた門について説明してきた。そもそも、神泉苑道場図に修法の中心となる神泉苑や壇所以外に「門」が描かれたのは、それらに存在理由があったためである。その理由とは「請雨経法」と関わる「門」としてであった。

また、藤井本と奈良博本の両絵図から、複数存在する神泉苑の門のなかでも北門が出入りの中心的な門であり、この門から近い苑の北側に壇所が作られていたことも判明する。しかし、現在の神泉苑は南に面しており、十七世紀前半に成立した神戸市立博物館本「洛中洛外図」の神泉苑部分をみても、神泉苑の南から人が出入りし、南面した祠に祈りを捧げる人物が描かれていることが判る。この構図は、第一章で挙げた康正三年（一四五七）に描かれた『東寺百合文書』所収の「神泉苑図」（図1）と近いものである。【図1】をみると、「請雨経法」の壇所が、つて作られた場である苑の北側には何も描かれていない。が、反対の苑の南側には様々な日常的な図が描き込まれている。すなわち、広大な田が耕され、その田に神泉苑から水が引かれている様子、また、田の近隣に民家が三軒建っている様子である。また、本来、中嶋であった神泉苑の中心部は、広大な「森」と化し、祠と思われる「ヤしろ」の位置が神泉苑の南沿に

描き込まれている。

神泉苑の南側で「請雨経法」が行われ、その様子が描かれている指図と、苑の北側から日常生活が入り込む様子が描かれている指図から、時代は異なっても、苑の南北で異なる空間が形成される素地が、神泉苑には存在していたことがわかる。また、これら異なる神泉苑の構図の存在によって、中世のある時期から、神泉苑の北と南で、空間の大体の棲み分けが行われ始めていたことを読み取ることができる。すなわち、神泉苑の北を聖、南を俗とする認識である。そして、聖俗が混在した神泉苑の曖昧な認識が次第に明確化された段階の長祿三年、第一章で挙げた文書案の中に叙述された「神泉苑」が登場せざるを得なかった所領争論が発現したと考えられる。

しかし、多くの道場が南面しているのに対し、「請雨経法」は、何故神泉苑の北側で行われたのであろうか。それは、神泉苑を専とする「請雨経法」に必要な宗教的な仕掛けを持った地、いわば「聖地」であったことと深く関連すると考えられる。

第三章 「龍王」の住所

第一節 神泉苑指図と「龍王」

神泉苑が荒廃し復興が唱えられた際、神泉苑が「霊場」であるとして不朽の存在価値があるとされたのは、神泉苑が単なる「霊池」ではなく、神泉苑に宗教的な意義が込められていたからである。

神泉苑は、苑で専門に行われた「請雨経法」と切り離せない関係にある。そして、神泉苑は「請雨経法」が行われた場であったことから、修法の付属的な意味で捉えることができる。しかし、「請雨経法」は、神泉苑が荒廃しても何故、その神泉苑で行われなくてはな

らなかつたのか。これに対する答えの一つとして、「請雨経法」と神泉苑との両者の関係を語る様々な伝承が挙げられる。しかし、これは神泉苑の姿を理想化する文脈であり、実際の神泉苑が如何なる状態にあつても、また、神泉苑を修法に相応しい場とする理由を提示することができても、両者が不可分の関係にあるとの説明には届かない。これは、理想化した神泉苑からではなく、実際に修法の場として使用された神泉苑の姿を解くことによって、明らかになると考えられる。

従つて、本章では、神泉苑指図に描かれた各地点の描写や説明書きを参考にしながら、苑そのものに何か修法の前提となる「霊場」としての仕組みを読み解いていきたい。

【図5】と【図6】は、それぞれ神泉苑指図の部分図をトレースし、それぞれの地点に番号を付したものである。これらの番号は、神泉苑にある自然発生的、人工的な場（①中嶋、②石、③閼伽井、④塚、⑥東門、⑦西門、⑧池の通路）、修法作法の場（⑤五龍祭）に付したものである。

この①から⑧の地点は、両図に必ずしも描かれていないものもあるが、神泉苑にしか存在しない場であつた。これらの地点は、宗教的な意味を付会された場であるが、一方では、「請雨経法」を行うために必要な意味が込められていたものである。いわば「請雨経法」の道場として必要な場であつた。また、神泉苑の「龍王」を存在化する聖的装置であり、苑の中でも聖域の根源となる地点であつた。次節以降この点についての実態を、絵画と聖教テキストから説明していきたい。

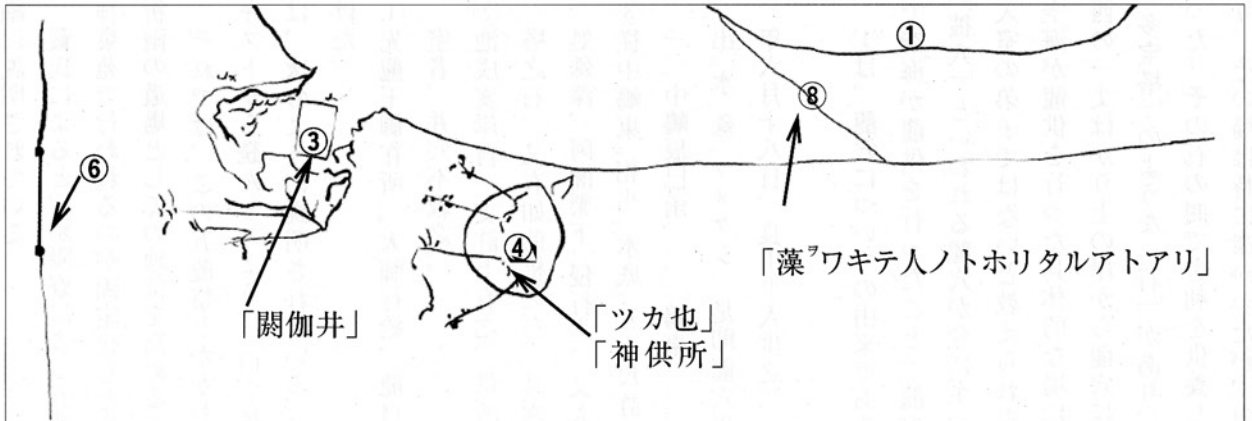
第二節 神泉苑の龍穴と龍王

神泉苑と龍、「請雨経法」と龍とを結ぶ文脈は、様々な伝説や伝承によって支えられている。これらに登場する「龍神」や「善女龍王」は、神泉苑や「請雨経法」における理想的な龍の姿であり、実際にはこれに反する龍の姿も存在する。しかし、理想Ⅱ伝承と実際Ⅱ事実によって語られる龍を切り離して捉えても、両者が詳細になることはあるが、何故両者が併存し続けたのかははっきりしないのが現状である。

従つて、本節では、神泉苑に龍が出入りした伝承が、実際の神泉苑とどう結びついていったのか、苑そのものの構造に着目したい。そして、理想と実際が入り交じつた、実際の修法で使用されたテキストⅡ聖教に登場する神泉苑における龍の姿を追っていきたい。

具体的には、第一節で挙げた【図5】【図6】の各地点を踏まえ、「龍王」が登場する作法に関わる「龍供」と「龍穴」について、特に神泉苑における場との関係から説明していきたい。

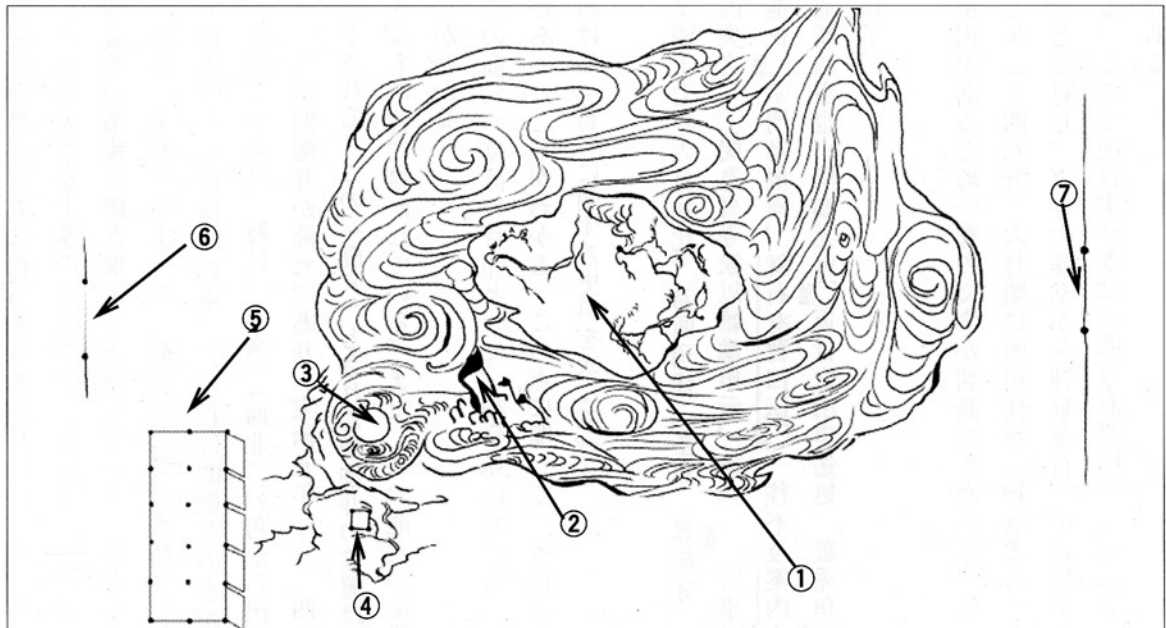
神泉苑における「請雨経法」の中では、神供の作法である龍供が行われた。これは、茅で作つた龍を池の中に放つ行為のことである。この茅龍を放つ場（諸説あり）を「龍穴」といい、この作法を「龍供」といった。この「龍供」は、「請雨経法」の中で陰陽寮が行う「五龍祭」と深くつながっているものである。すなわち、鎌倉時代中期に成立した『白宝抄』（請雨経法雑集下）には、「五龍祭三箇度任陰陽寮不知作法、云々、但以茅草造五龍、其中龍梵字阿闍梨書之、陰陽師口伝、云々、至于五日難降雨可龍供之」と説明されている。すなわち、五龍祭は陰陽寮に任せているため東密は作法を知らないけれども、陰陽師の口伝として、茅草で作つた五龍に阿闍梨が梵字を書いて籠めること、また、「請雨経法」の五日目になつても雨が降る心配がなかつたら「龍供」を行う旨が記されている。この「龍供」は陰陽寮ではなく東密側が行つたものであり、聖教テキストにも詳



【図5】「神泉苑請雨経法道場図（部分）」

- ①中嶋 ②石なし ③関伽井 ④塚 ⑤五龍祭なし ⑥東門 ⑦西門なし
⑧池の通路

※補注：本図は、藤井永観文庫所蔵「神泉苑請雨経法道場図」の部分をつレースしたものである。←と番号は筆者による。図中の「」は指図に書かれていた文字であり、論旨に関わるのみを示した。①～⑧は場を指している。



【図6】「神泉苑図（部分）」

- ①中嶋 ②石 ③関伽井 ④塚 ⑤五龍祭 ⑥東門 ⑦西門 ⑧池の通路なし
※補注：本図は、奈良国立博物館蔵「神泉苑図」の部分をつレースしたが、文字は省略している。←と番号は筆者による。①～⑧は場を指している。

細に説明されている。

藪氏によると、陰陽寮による五龍祭は、寛仁二年（一〇一八）以降、神泉苑で行われるのが固定化した行事であり、これによって神泉苑が祈雨の道場としての地位を高めることになったと指摘されている。¹⁸⁾

それでは、この五龍祭とかかわっていた「龍供」の作法を聖教テキストから読んでみよう。『白宝抄』（請雨経法雑集下）「龍供事」には、次のように説明されている。以下、説明のために①から③に分けた。

①先龍王御在所^{ニテ}大師行給、龍自戊亥来故、彼穴于今有之、自非入室者、并穴不教之^ヲ、

②池戊亥岸自一丈許上有之、供所居岸向件穴行之^{向東}嶋辰巳有如多宝塔之石、又有如前机之石、其両石之間行件事^{舍利}、件石在池底、彼処殊深、阿闍梨下^リ侵行之、又大師御時龍王出現^ノ処也、

③従中嶋東^ニ相当^テ水底^ニ五六尺許^ノ石面上^ニ大土器許^ノ穴也、今示云、
一^{ニハ}中嶋辰巳^ノ甬、二^{ニハ}嶋東、三^{ニハ}闕伽井^ニ水出^ル穴^ニア^リ、戊亥角^ノ穴^{ヨリ}出^ル水、殊^ニツメタシ、是即龍穴也、今度^ハ此所^ニ奉供舍利^{（宝治元年六月十八日、良一上人供之）}、

①は、龍穴についての由来である。すなわち、「龍王」の「御在所」で空海が龍供を行ったこと、龍が戊亥（西北）から来たことから「彼穴」といわれる龍穴が今に至っても存在していること、その穴は入室の弟子ではないと教えられないこと、が記されている。②は、空海が龍供を行った具体的な場についてである。すなわち、池の北西の一丈ばかり上の岸から龍穴に向かって行った。中嶋の南東には「多宝塔」のような「石」があり、その「石」の前に「机之石」があった。その石の間で舍利を供養した。これらの「石」は池の底にあり、その場は特に深かったが、阿闍梨は水に浸ってこれを行った。

この地は、大師の時に龍王が出現した所でもある。また、「龍穴」の位置を、中嶋から東に相当する水の底には、五、六尺くらいの石面の上にある大きな土器のような穴、とする。③には、前を承け現在の神泉苑の情報に置き換えて説明している。すなわちこの「石」の上にある「土器」のような「龍穴」の場の候補として、一つ目は中嶋の南東、二つ目は嶋の東、三つ目は闕伽井の水が出る穴であり、この穴は二つあり、特に「戊亥」（西北）の角から出る水が冷たいという。この闕伽井が龍穴であり、宝治元年（一二四七）に舍利を供えたとされる。この「龍穴」とされる闕伽井の位置は【図5】【図6】③にも明確に描かれている。また、この龍穴の位置は複数あったことがわかる。

この龍穴の位置の目印として、神泉苑における「石」に重要な意味があったことがわかる。この点に関して、時代は下るが、神泉苑における「石」に関する史料を次に挙げる。¹⁹⁾

文明十七年六月初比、為所司代（多賀／豊後守）神泉苑石濟之、散失之、□間為当寺家以雑掌申云、彼「^{虫損}」事、大師以来当寺進止□宗門為規模、就石有習口伝□一往不及案内立石等散失□語道断曲事也、早如元可□返付之由申送処、雖兎角□細申可返付出状了、

虫損があるため一部の文字が判読できないが、右史料には、文明十七年（一四八五）六月頃に所司代が「神泉苑石」を濟し、散失したことに對し、東寺の雑掌が「神泉苑石」を返付すべき旨を述べている。ここで注目すべきは「就石有習口伝」「案内立石等散失」の一文である。

この史料によると、「神泉苑石」についての口伝の習いがあり、そ

の口伝に基づく「案内立石等」の役割があったことが判る。従って、これらの「石」を済してしまふことは、「請雨経法」の存続とも大きく関わっていたことが判る史料である。

次に示すのは、正嘉元年（一二五七）六月六日付榮然写「龍供作法」である。本史料は、関伽井を「龍穴」とした「龍供作法」である。内題に「番僧等^{（釋名）}不知之、仰大壇承仕備供物密々可修之」と注記されているように、「密々」の作法であった。^{（20）}

（龍供^{引用者補注}）於関伽井向北方修之、以関伽井龍穴^ト習故也、若仏舍利^ヲ入ル、事^{アラハ}、以関伽井龍穴^ト習之時^ハ、可入関伽井也、大僧都御房^{成尊}、以関伽井令修龍供給之由古^キ正伝^ニ見^{タリ}、自第五日夜至于第七日三夜修之^{云々}、

龍供は、関伽井で北方を向いて修することであり、龍穴に仏舍利を投げ込むのは、関伽井を「龍穴」と習う時であると説明してある。これは、先に示した『白宝抄』にも登場していた。そして、小野流の僧成尊が、関伽井で龍供を行った時は、請雨経法の五日目の夜から七日の三夜にこれを修した旨が記されている。また、「又龍供之処非一説也、（但道場建立前之池辺云）」と記されており、「龍供」の場が一定していなかったことがわかる。

以上、「龍供」と「龍穴」について説明した。龍供とは、単に龍を祀る神供としての意味だけではなく、神泉苑の「関伽井」を「龍穴」とする神泉苑と不可欠な作法であったといえる。そして、「龍穴」の位置については異説があり、決定位置は存在していなかったといえる。いずれにしても、龍供作法は寺院内部の道場ではなく、神泉苑でなくてはならなかった作法である。そして、この「龍穴」こそは、神泉苑と龍との結びつきや修法の場として存続するための必要な地

点であったと考えられる。

第一章で論じたように、「龍王」は、神泉苑の清浄性を示すパロメーターとしての役割があり、神泉苑の状態は、「龍王」の存在に仮託されていた。また、本章で説明した地点（①～⑧）における「龍王」が、神泉苑の北側から拝されたため、「請雨経法」の壇は北側に作られたのである。また、これが神泉苑の聖性の根拠となり、神泉苑を「霊場」とする由縁となったと考えられる。

おわりに

神泉苑において東密主導による「請雨経法」を行うことができた根拠は、空海が請来したとされる善女龍王であった。それが架空の伝承であっても、伝承の中の龍王が実際の文書の中で、神泉苑の状態を知る「龍王」として仮託の対象となって登場し、その概念の中に生き続けた限り、「龍王」は実際の世界に通用していたといえる。従って、神泉苑に登場した「龍王」は、神泉苑の理想に対し、現実的な環境に生かされていた龍として評価できる。かかる神泉苑における「龍王」は、伝承の対象、或いは仮託者として解釈することができる。また、両者における「龍王」の性質は、二つの異なる位相の歴史的文脈を帯びており、解釈によって差異化される存在である。

本稿では、説話や伝承などのテキストに叙述される、荒廃した神泉苑と理想的な神泉苑に棲む「龍王」が対比的に捉えられている言説に着目し、このような役割を仮託された「龍王」が、時代を超えて清浄な神泉苑の象徴として語られるようになった言説構造と、その根拠や根源を神泉苑の絵図や「請雨経法」の聖教テキストに求めた。

第一章では、室町時代、特に長祿三年（一四五九）の所領争論に

おける東寺側に記された文書案に描かれた神泉苑荒廃の実態に注目した。この文書から、神泉苑に棲む「龍王」が神泉苑の「不浄」を代弁し、この「龍王」に神泉苑の復興が託されていた構造を導いた。さらに、苑の復興の前提として「不浄」を外から入れないために築垣の修復が求められた点を指摘した。それは、日常生活の場に改変されつつあった神泉苑から、清浄な神泉苑で「龍王」が活躍する「請雨経法」の復活のために必要なことであつたと論じた。

第二章では、この「請雨経法」における神泉苑築垣の役割という視点から、「請雨経法」に関する聖教テキストや指図に描かれた神泉苑の築垣や門から、密教修法における「不浄」結界の装置や論理について論じた。従来、神泉苑の壁や門の役割は、外部の俗的な「不浄」を阻止するための結界として理解されていたが、「請雨経法」実修を前提とする聖なる結界としての役割も存在していた点を提示し、神泉苑には、聖俗における「不浄」の結界の意味があつた点を指摘した。また、複数ある神泉苑絵図の特徴として時代差はあるが、苑の北側に「請雨経法」の壇所（「龍方」である西向き）、苑の南側に生活の場が描かれていた。これは、神泉苑が荒廃し、「請雨経法」が行われた北側ではなく、南側から日常的な「不浄」が侵入した中世の段階で、神泉苑における南北の空間で、聖俗の棲み分けが存在していた点を指摘した。

第三章では、神泉苑の北側で「請雨経法」が行われた理由として、苑に棲むとされる「龍王」の存在と関わっていた宗教的な仕掛けが神泉苑に存在していた点を論じた。すなわち、「請雨経法」テキストにおける「龍王」に対する作法と、その作法に関する場を神泉苑の指図に求めた。そして、神泉苑の北側における龍供作法に関係する場として、①中嶋②石③閼伽井④塚⑤五龍祭⑥東門⑦西門⑧池の通路を挙げ、指図で示した。これらの場は、特に聖教テキストに登場

する龍穴の場と関わる地点であり、テキストと照合することにより、その場の位置と意味を把握することができた。また、龍穴が「石」の位置を目印にして叙述されている点から、神泉苑における「石」に重要な意味が込められていた点も指摘した。また、これらの地点は、「龍王」を供養するために存在していたことから、「龍王」の存在意義に関わる場であつたことが判明した。

以上が本稿で論じてきた内容であるが、不浄に関わる赤色の問題や五龍祭についての課題を残すことになり、この点については別稿を期したい。

長祿三年に、東寺側が「龍王」へ神泉苑復興の主張を託したその構造の根源は、院政期以降に成立した東密系「請雨経法」の聖教テキストにおける「龍王」と連続しているものであつた。そして、この「龍王」は神泉苑所領争論において、苑の存在意義と復興を仮託された「龍王」として再び歴史の表に登場し、新たな歴史的位相を獲得したといえよう。

また、「請雨経法」における「龍供」やその核となる「龍穴」の存在は、時代を超えて再生産される「龍王」の存在を絶えず確認する作法と場であつたといえる。この作法は、いわば神泉苑から「龍王」へと通じるツールであり、この「龍王」との継続的な関係こそが神泉苑の清浄を保ち、請雨を保証するものであつたといえる。

注

(1) 龍をモチーフとし中世日本のイメージと龍に裏付けられた思想を多

角的な視点から論じられた近年の成果としては、黒田日出男『龍の棲

む日本』（岩波書店、二〇〇五）が挙げられる。神泉苑における龍神に

関する伝承を含む民俗学・歴史学的な雨乞についての体系的な研究は、

高谷重夫『雨乞習俗の研究』（法政大学出版局、一九八二）、藪元晶

「善女竜王と清滝権現—東密による祈雨の成立と展開—」(『雨乞儀礼の成立と展開』岩田書院、二〇〇二)が挙げられる。また、密教との関係では、土屋恵「中世初頭の仁和寺御流と三宝院流—守覚法親王と勝賢、請雨経法をめぐって—」(『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』勉誠社、一九九八)、Brian O. Ruppert「BUDDHIST RAIN MAKING IN EARLY JAPAN: THE DRAGON KING AND THE RITUAL CAREERS OF ESOTERIC MONKS」、『History of Religions』42.2 2002、トマンン・ステイーブン「請雨経法と孔雀経法の研究—神泉苑における孔雀経法実修説への疑問—」(『仏教私学研究』四六二、二〇〇三)、ブライアン・小野坂・ルパート「中世前期における祈雨及び祈雨記類聚—「請雨経法」に関する一考察—」(『覚禪鈔の研究』親王院堯栄文庫、二〇〇三)で詳細に論じている。

(2) 実際には、空海は神泉苑で祈雨を行っていない。遠日出典「神泉苑における空海請雨祈禱の説について」(『芸林』一一三、芸林会、一九六一)、佐々木令信「空海神泉苑請雨祈禱説について—東密復興の一視点—」(『仏教史学研究』一七二、一九七四)参照。

(3) 神泉苑の歴史については西田直二郎「神泉苑」(『京都史蹟の研究』吉川弘文館、一九六一)、中世を中心とする神泉苑の位相については、東島誠「隔壁の誕生—中世神泉苑と不可視のシステム—」(『公共圏の歴史的創造—江湖の思想へ』東京大学出版会、二〇〇〇)が比較的詳細に論じている。

(4) この点については、東島誠(前掲注3)論文参照。

(5) この点については、佐々木令信(前掲論文注2)論文参照。

(6) かかる視座は、解説に宗教的、思想的な前提を幾重にも必要とする聖教(しようにぎょう)テキストを、歴史的文脈における叙述に読み替え、その位相を紡ぎ出そうとした拙著「中世王権と即位灌頂—聖教のなかの歴史叙述—」(森話社、二〇〇五)の構想をより明確にする意図

も込めている。

(7) 長祿三年六月付「東寺重申状案」(『東寺百合文書』ト函一三九—二号)所収。

(8) この原文は、「昔神泉苑行請雨経法、修因咒諸龍入瓶中、仍久不得驗、大師覚其心、請阿阿釋達池善如龍王、金色小龍兼丈余蛇、有両蛇、於是大雨、自是以神泉苑、為此龍王住所、兼為行秘法之地也」(『本朝神仙伝』、『統群書類従』八上所収)とある。

(9) 「御遺告」(『大正新脩大藏經』二四三—)には、「若此龍王移他界浅池減水薄世乏人、方至此時須不令知公家私加祈願而已」と明記されている。同様に、「請雨経法」を行った東密側の記録『東要記』中巻に「若此龍王移他界、浅池減水薄世乏人方至」と記されている。この一文は、神泉苑の龍王の存在意義を主張するフレーズとして、繰り返し使用されることにより、時代を経てもかかる「神泉苑」の姿を語る文言として使用されたと考えられる。

(10) 「東寺百合文書」ト函一三九—三号。この争論については、東島誠(前掲注3)論文を参照。

(11) 本史料の解釈については、西田直二郎氏と西田氏の解釈を踏まえた東島誠氏によると、「大内霊場、神祇官庁、真言院、神泉苑の四箇所」として、「大内霊場」(西田前掲注3論文、四二、四三頁)を一つの場として捉えられているが、これは、「神祇官庁」は「神祇官」と「太政官庁」のことであり、「大内霊場」としての「神祇官、官庁、真言院、神泉苑」を意味すると考えられる。これら「霊場」と表現された建物はそれぞれ、神祇官は神祇祭祀の統括の庁、太政官庁は天皇の即位儀礼などを行う場、真言院は後七日御修法を専門に行う場、神泉苑は請雨経法を専門に行う場であり、いずれも国家的な宗教機能に関わる場であった。このうち、真言院と神泉苑は、東密側が修法を行う道場であり、鎮護国家や王権護持に関わる儀礼や修法が行われた。また、こ

これらの場で行われる修法や儀礼は、それ専門の場が修法や儀礼と密接に関わっていたということが判る。

(12) 京都市歴史資料館燈心文庫所蔵長祿三年六月二十七日付「後花園天皇繪旨」。

(13) 以下、「覚禪鈔」の本文引用は、「大正新脩大藏經」図像編による。

(14) 本図は、西田直二郎「神泉苑」(『京都史蹟の研究』吉川弘文館、一九六一、四九・五〇頁)参照。また、図版第二、田中勘兵衛氏所蔵「神泉苑古図」が掲載されている。永久五年の指図写は、寿永二年(一一八三)写「請雨經法指図」(仁和寺御経藏・御八六一)が土谷恵氏によって紹介されている他数本存在している。土谷恵「中世初頭の仁和寺御流と三寶院流」(阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』勉誠社、一九九八)参照。

(15) 弘安二年(一二七九)写。奈良博本の神泉苑図は、京都市歴史資料館の大塚コレクションにも明治期の写しが存在している。

(16) 中世では、「物」を「者」の宛字とする場合が多くあり、この「赤色物」を人物の意味として捉えることができる。この点に関して、赤色を身にまとっていた被差別民に関する論考として、河田光夫「中世被差別民の装い」(明石書店、一九九五)が挙げられる。また、鎌倉時代後半に成立した陰陽道の基本的な作法が記されている『文肝抄』に「装束之中不用赤色也、是故実也、(是在清朝臣勤行定也)」と記されている。従って、本史料の「赤色物」とは、身分的問題のみならず、神泉苑という場や修法など、宗教的側面からも考察する必要がある。

(17) 『大正新修大藏經』図像編所収。

(18) 藪元晶(前掲書注2、八三頁)。

(19) 『東寺百合文書』十函八〇号。ここでは、神泉苑における「石」の意味として「龍穴」の位置を示唆するものとして捉えているが、境との目印としての意味もあった。東島誠氏(前掲3論文、一九二頁)には、

「足利義政の東山莊造営に絡んで、所司代多賀高忠が神泉苑の立石を持ち出す事件が起こっている」と、神泉苑の「石」が作庭のために持ち出されたと説明されている。これは、既に神泉苑における「龍穴」の位置と「石」の役割が形骸化したことも示している。

(20) 随心院「龍供作法」第七三箱四一・四二号。最終奥書は、「八坂上人自筆云、文保二年二月九日伝授、頼尊畢、賢尔(在御判)／寅清」とある。この「寅清」は、「貞祐」と共に外題の下に書かれている。本史料は、一九九七年八月に覚禪鈔研究会が随心院所蔵の「覚禪鈔」を調査した際に本史料は覚禪鈔研究会が随心院で「覚禪鈔」を調査した際の写真を参照した。本聖教は、「覚禪鈔」の箱に入っていたものである。内容は「覚禪鈔」ではないと判断されている。「覚禪鈔の研究」所収の資料編では、「覚禪鈔」と同じ箱に入っていた本資料を含む数点が「覚禪鈔にあらずるか」として、目録に載せられている。

【付記1】図版のトレースは、立命館大学COEポスト・ドクトラルフェロー古川耕平氏の作成による。記して謝意を表したい。

【付記2】本論文は、二〇〇五年三月にCSJRセミナー(於ロンドン大学SOAS)で報告した「Rain-making Rituals and Esoteric Buddhism in Medieval Japan」をよとに、再構成したものである。この報告の一部は、Ikuyo Matsumoto "Prayers for Rain at the Shinsen-en in Medieval Kyoto: Concerning the Walls and Gates Protecting Sacred Space," ("CSJR Newsletter" Issue 12-13, January 2006, Centre for the Study of Japanese Religions, SOAS, University of London, pp. 16-18)に発表された。

【付記3】本研究は、二〇〇五年度文部科学省科学研究費(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。